

HOFOO プロジェクト

(地域産業クラスターものづくり支援事業)

HOFOO 補助金交付申請要領

商品づくりは、
仲間づくり。



FOOD & CRAFT PROJECT
HOFOO
HOKKAIDO



公益財団法人 北海道科学技術総合振興センター

2025年3月18日改訂

HOFOO プロジェクト（地域産業クラスターものづくり支援事業）

HOFOO 補助金交付申請要領

1. 補助金の目的

HOFOO 補助金は、公益財団法人 北海道科学技術総合振興センター（以下、「財団」という。）が実施する HOFOO プロジェクトの一環として、地域活性化に資する新商品の開発および既存商品の改良に係る必要な経費を補助するものとする。

● HOFOO プロジェクトとは

- ・ Hokkaido Food & Craft Project の略称で、地域産業クラスターものづくり支援事業の愛称。
- ・ 企画・開発・販売までのフェーズに対してそれぞれの事業者の課題に応じた支援を実施するプロジェクト。
- ・ 北海道ならではの地域の「強み」や「特色」を活かした付加価値の高いものづくりへの支援を通じて、地域活性化に寄与することを目的とする。

2. 申請の要件

補助金の交付対象とする事業者および事業分野は、以下のとおり。

(1) 事業者は、以下の要件をすべて満たすものとする。

- ① 北海道内に営業拠点（本社、支店、営業所、支所、事務所など）を有する事業者。
- ② 事業を継続して実施する見通しがあること。
- ③ 反社会的勢力あるいはそれにかかわる者との関与がないこと。

(2) 事業分野は、以下の要件をすべて満たす「ものづくり」とする。

- ① 地域活性化を目指す、新たな商品の開発または既存の商品の改良に関するもの
- ② 主な原材料は北海道内で生産されたものであること及び主たる製造・加工を北海道内で行うこと
- ③ 商品企画・製造・販売を推進するための十分な体制が構築できること。
- ④ 事業期間内*で商品化できること、また、その後速やかに販売できること

* 事業実施期間：補助金交付決定日から翌年 2 月末日まで

3. 申請手続き

(1) 申請方法

以下の申請書類①～③を作成し、④は PDF 化の上、財団のオンライン補助金申請システムにアップロードのこと。

- ① 補助金交付申請書（様式集様式 1、WORD 形式）
- ② プロジェクト計画書（様式集様式 2、WORD 形式）
- ③ 経費積算内訳（様式集様式 3、EXCEL 形式）
- ④ 申請者確認書類

法人・・・登記事項証明書（発行日が申請日の 3 か月以内のもの）
個人事業主・・・開業届

※申請書類の各様式は、財団ホームページからダウンロードのこと

https://www.noastec.jp/news/subsidy/post_4962.html

※オンライン補助金申請システムの利用にはアカウント登録（ID・パスワードの発行が）が必要となるので留意のこと（アカウントの新規登録は、4 月 7 日開始予定）

※過去に本補助金システムにアカウント登録をした事のある場合は、既存アカウントを使用することができます。

https://kenkyujyosei.noastec.jp/applicant/applicant_index.php

※E-mail、FAX、郵便・宅配便、及び持参による申請は不可

(2)受付期間

2025年4月7日（月）～2025年4月18日（金）17:00 締切

※公募情報・申請書類は、2025年3月18日（火）より財団ホームページにて公開する。

(3)留意事項

- ①後日、申請内容を確認する場合があるため、提出書類の写しを必ず保管のこと
- ②提出された申請書類は返却しない

4. 補助金額・交付予定件数

(1)補助金額

上限 50万円（税抜）

(2)補助率

消費税を除く補助対象経費の3分の2以内（千円未満切り捨て）

(3)交付予定件数

20件

5. 事業実施期間

事業実施期間は、交付決定日から翌年2月末日までとする。

6. 交付決定の方法

財団が組織する「審査委員会」において、申請書類に基づき審査し、補助金を交付するプロジェクトを決定する。審査は、商品力（商品の魅力、市場での優位性、マーケティング・販売計画の妥当性）、実現性（開発計画の妥当性、製造能力、リスク対策）などの観点で行う。

7. 結果の通知

審査結果については、「補助金交付申請結果通知書」（様式集様式4）により通知する。

なお、交付を決定したプロジェクトについては、事業者名・プロジェクト名等を財団ホームページで公表する。

8. 事業開始日

【7.結果の通知】で通知する「補助金交付申請結果通知書」に記載の交付決定日をもって事業開始日とする。

9. 補助金の交付

補助金の支払いは、精算払いとする。事業終了後、補助事業者は「補助事業実績報告書」（様式集様式8）、及び経費支出の証拠書類等を提出し、財団が確認した上で補助金交付額を確定する。補助金交付額は、「補助事業確定通知書」（様式集様式9）により補助事業者に通知する。財団は補助事業者から「補助事業精算払請求書」（様式集様式10）の提出を受け補助金を交付する。なお、事業終了後における精算額の確定行為の負荷の分散及び誤認識、誤処理等の速やかな是正等を目的とし、中間検査を原則実施する。

10. 公募から事業終了までの流れ（予定）

2025年3月18日	公募情報・申請書類公開
4月7日～4月18日	受付期間
6月9日	審査委員会、交付決定通知
6月13日	採択者説明会（採択事業者参加）
2026年1月中旬	中間検査
2月下旬	商品完成、新商品発表会（採択事業者参加）
2月末日	事業終了
3月上旬	実績報告書・収支決算書提出
3月末	補助金交付

11. 補助対象経費

プロジェクトを遂行するために必要となる以下の経費を対象とする。

(1)原材料・消耗品費 : 原材料、資材、消耗品、書籍等の購入に要する経費

(2)機器購入費 : 機器・設備類の購入に要する経費

※20万円(税抜)を上限とする。

※事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子等の什器類）、パーソナルコンピュータ及びコンピュータ周辺機器等の汎用機器類）は補助対象外

(3)施設及び設備等賃借料 : 加工施設及び付帯する設備・備品等の使用料

(4)旅費 : 事業推進体制に記載された構成員の旅費

(5)報償費 : 技術指導料及び謝金

(6)通信・運搬費 : 切手、宅配料等

(7)外注費 : 検査・分析、パッケージデザイン・型代等外注に要した経費

(8)その他 : パッケージに記載するロゴなどの知的財産権取得にかかる費用、テスト販売用ツール（ポップ、バナー、タペストリー等）の作成費用等
※本事業で開発した商品をテスト販売する場合、これに係るサンプル製造費用は200個分まで対象とする

以下の経費は補助対象経費として計上不可。

①事業実施期間（交付決定日～翌年2月末日）外の日付の契約書・見積書・発注書・納品書・請求書・領収書等に基づくもの

②事業実施期間内で本格的に販売開始した場合のそれ以降の経費（ただし、財団が認めるものは除く）

③証拠書類に宛名のないもの

④人件費、水道光熱費などのランニングコスト

⑤事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子等の什器類、PC、事務機器等）

⑥食費・接待費・交際費等飲食に関わる経費

⑦土地・建物等の固定資産の購入に関わる経費

⑧銀行振込手数料

⑨その他事業に関係ない経費

12. 情報の取り扱い

財団は、以下の公表・紹介を除き、本事業を通じて得た全ての情報について、財団内で厳格に取り扱う。

(1) 交付決定時

交付決定時に、補助事業者名・プロジェクト件名を財団ホームページ等で公表する。

(2) 本事業終了時

本事業終了時に、補助事業者名・プロジェクト件名・商品名・事業推進体制等を財団ホームページ等で公表する。

(3) その他

財団の支援紹介として、交付決定プロジェクトへの支援内容の一部を財団ホームページ等で紹介する。

13. 補助金交付決定の取り消し・返還

次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことや既に交付された補助金について返還を求めることがある。

- (1) 申請時に付した条件や、交付決定時の内容、財団の指示やその他法令等に違反したとき。
- (2) 申請内容に虚偽の記載があったとき。

14. その他

- (1) 本補助事業で行う事業について他の補助金との併用は認めない。
- (2) 事業終了の翌年度から5年間、開発した商品の売上状況について報告を求める。
- (3) 本補助事業により行った事業の成果について財団が必要と認めるときは、補助事業者に発表を求めることができるものとする。

15. 問合せ先

公益財団法人 北海道科学技術総合振興センター(ノーステック財団)

地域クラスター創造支援部

TEL 011-708-6526 FAX 011-708-6529

E-mail chiiki@noastec.jp

附則：本要領は、2024年3月25日に制定する。

附則：本要領の変更は、2025年3月18日より実施する。

以上